

今回は会派「至誠」として会派代表質問を行いました。

一・総合計画の目指すところ

Q 行政評価報告書を具体的にどこに重きを置いて第2次実施計画を検討する考えか？

A 行政評価の実績や所管課とのヒアリング結果などを基に、各実施計画事業の所管課にて、主に関和4年度以降の実施内容の見直しを行う。

Q 市は今後どのような市を目指していくのか？

A 本市では、全ての市民の皆様に住みよさを実感していただく為に、総合的に市民サービスを向上させ、市民の皆様に住んで良かった、将来も住み続けたいと感じていただける街づくりを進める。

※稲葉の見解

印西市はどんな市ですか？皆さんが住んでいる街はこんな所です！と言える特色ある街づくりが必要では、と思ひ質問をしました。

総合的な街づくりをめざすのもいいですが、「子育てを応援する街づくりを」あるいは、「芸術の街を目指す！」とか「自然を活かしながらIT都市を目指す」とか皆さんはどう思いますか？

二・医療的ケア児支援法可決に対する市の対応を問う

Q 令和3年6月11日参議院本会議で「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が可決された。「医療的ケア児」を法律

上で明確に定義し、日本の歴史上初めて国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化した法律で、9月に施行された。これまで改正障害者総合支援法で各省庁および地方自治体の「努力義務」とされてきた医療的ケア児への支援が、「責務」に変わる。

Q この法律施行市の現状をどうとらえているか伺う。

A 法律が施行されたことにより国や県の支援体制も今後、整備が進むと考えられ、市の相談支援に関し、医療的ケア児コーディネーターを障がい福祉の相談事業所に配置し、今後とも相談支援体制の強化に努めていく。

医療の進歩により医療的ケア児が増えてきています



また、医療的ケア児の受け入れは、保育園等ではそれぞれのお子さんの状況に合わせて、安全に受け入れられるような体制を図っていく。令和4年度より、入学予定の小学校に看護職の配置を予定している。

※稲葉の見解

◎医療的ケア児とは

普段生活する場合に常に医療的ケアが必要な児童（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）としています。今回の法律の目的は、この子供が日常生活・社会生活を社会全体で支援して、切れ目ない支援を得られる事を目指しています。そしてご家族の方にも仕事を辞めないでもすむ社会の確立を目指しています。市の体制はこれからです。また、千葉県で開設する「医療的ケア児支援センター」の開設も令和4年度中開設予定との事です。全国では約2万人とされています。本法の成立・施行を一つの契機に、医療的ケア児とその家族が、その医療的ケアの度合いに応じた適切なサポートを受けながら、充実した生活を送ることが出来る社会の実現に向けた動きが加速すること期待し、印西市でも明確な動きがあるように今回質問を行いました。

編集後記

各地で桜が満開ですが、花見客は比較的多いようですが、宴会が自粛されているのが寂しい気がします。振りかえると今年3年生になった中学生、高校生はこのコロナ禍での学生生活となってしまいました。3年間で出来た友人も、全てマスク越しでの思い出となってしまふこの非日常的な日常が、今後普通の日常の生活となってしまうのでしょうか？とにかくもう少しの辛抱と思ひ、感染対策をしっかり行いながら日常を取り戻せるよう、そして前向きに行動して行かないか！と思っています。

稲葉 たけし

オンライン市民相談を開催 (ZOOM, LINE, Skype等)

皆様のご提言、ご指導、ご要望等を新型コロナウイルス感染拡大防止の為にしばらくの間、対面式でなくインターネットを使って行う事にしました。まずは下記へご連絡をお気軽にどうぞ！！
連絡先：稲葉たけし後援会事務所
住所：〒270-1327 印西市大森3528番地3
電話：0476-42-2376
Fax：047-413-0329
メール：inaba@simin-inzai.com



『稲葉たけし通信』は2015年5月7日創刊より今号で70号となりました。各ご家庭にお届けしていますがなかなか毎号をお届けできない状況です。『稲葉たけし通信』のバックナンバーをホームページよりダウンロードできるようにしています。下記アドレスからダウンロード頂ければ幸いです。
<https://inabatakeshi.com/inabamedia/>
またスマートフォンの方は下記のQRコードを読み取ってサイトより参照してください。